

< NTT 東日本株式会社 東京事業部 取材・撮影規程 >

目的

この規程は、NTT 東日本株式会社（以下「当社」という。）東京事業部管内の NTT 東日本施設等において行う映画、テレビ、写真等の撮影・取材（以下「取材・撮影」という。）に関する許可申請手続き、その他の必要な事項、撮影の遵守事項を定め遂行することを目的としています。

I. 遵守事項

- (1) 当社は、取材・撮影中の事故（施設等に起因する人身事故および盗難破損事故を含むがこれに限らない）に関し、一切の責任を負いません。なお、当社は、取材・撮影を行う施設等について、その機能・安全性を含め、取材・撮影目的への適合に関して一切保証するものではありません。
- (2) 取材・撮影可能な時間は、取材・撮影準備・後片付けの時間を含め、当社の営業時間内（平日午前 9 時～午後 5 時）とします。
- (3) 当社が許可した場所以外への立ち入りはお断りします。
- (4) 当社の建物内での撮影は禁止です。
- (5) 取材・撮影は、個人情報保護法等各種法令を遵守して行ってください。
- (6) 取材・撮影の際に、歩行者、車両等の往来を著しく停留させ、取材・撮影に支障のないよう協力させる行為はご遠慮ください。
- (7) 取材・撮影の際に、近隣住民や通行人等に迷惑がかからないように、細心の注意を払うようにご配慮願います。
- (8) 取材・撮影の際に、建物周辺の道路での違法な駐車はおやめください。
- (9) 取材・撮影の際に、当社施設等の電源は使用できません。
- (10) 取材・撮影の際に、当社は、いつでも取材・撮影現場に立ち入り出来るものとし、その指示に必ず従って下さい。
- (11) 取材・撮影の成果物が完成しましたら、当該成果物一部を当社に寄贈していただきます。

II. 申請手続き

(1) 申請書の提出

- ・所定の申請書を取材・撮影日の 10 営業日（土日祝祭日を除く）前までに以下の申請窓口まで提出していただきます。

部署名：東京事業部 企画部 経営企画部門 広報担当

電話番号：03-3434-1133

メールアドレス：kouhou-tokyo-ml@east.ntt.co.jp

- ・申請書の記載内容に変更が生じた場合、直ちに前記申請窓口まで連絡してください。変更内容によっては、取材・撮影をお断りする場合があります。

(2) 事前説明

- ・申請書を提出する場合、当社に対し、取材・撮影に関する企画書、取材・撮影の運営マニュアル、実施レイアウト、タイムスケジュール、搬入機材の詳細、参加人数等の資料を提出し、当社に対してその内容を説明していただきます。

(3) 許可

- ・取材・撮影の許可は、当社が施設等の設置目的・利用状況その他一切の事情を考慮して任意に決定します。当社は、申請書を受け付けた場合であっても当該申請書に記載された取材・撮影の許可に関し何ら約束するものではありません。
- ・当社の許可は所定の許可書によるものとします。口頭その他手段により取材・撮影の許可に関して伝達された事項がある場合でも、それらは一切許可としての効力を有しません。

Ⅲ.取材・撮影時の注意事項

(1)取材・撮影開始前に、本規程の内容を関係スタッフ全員に周知徹底してください。

(2)取材・撮影開始前、終了後、立会者は前記申請窓口へ連絡し、現場にて必要な手続きをお願いします。

取材・撮影中、立会者は、現場に常駐し、携帯電話などで緊急時の連絡が速やかに取れるようにしてください。

(3)撮影に伴い造形物がある場合は、不燃材、防災加工した材料を使用して下さい。また、造形物を設置する場合、転倒等防止策を必ずお願い致します。

(4)取材・撮影中、施設等には必ず 1 人以上のスタッフを配置し、機材等の放置がないようにして下さい。

音の出る作業及び本番については、音量制限がございますので近隣施設等への影響を十分考慮の上行なってください。

(5)取材・撮影中、人身事故や当社所有物の損傷事故等事故が発生した場合、適切な応急措置を実施するとともに、直ちに前記申請窓口に対して連絡し、事故報告書を書面で提出してください。取材・撮影の申請者は、当該事故により生じた一切の損害の責任を負うこととします。なお、当該事故が出演者および関係業者に起因する場合においても、取材・撮影の申請者がその責任を負うこととします。万一、火災発生の場合は、直ちに消防署に連絡するとともに、初期消火にあたり、直ちに前記申請窓口へ連絡願います。

(6)取材・撮影終了後、取材・撮影の申請者は、施設等の清掃を実施していただきます。なお、当社が当該清掃を不十分であると判断した場合には、当社が指定する業者と直接清掃契約を締結していただき、再度清掃を実施していただきます。

Ⅳ.その他

(1) 発火性、爆発性のある物品、その他危険または不潔悪臭のある薬品等の施設等への搬入、使用は禁止します。

(2) 施設等での飲食・喫煙はご遠慮願います。

(3) 以下の項目に該当する場合は、施設等における撮影・取材をお断りいたします。また、取材・撮影の許可後、施設等で撮影・取材中であっても利用を中止していただきます。その結果生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

・公序良俗に反する場合

・申請書に偽りの記載がある場合

・政治・宗教活動等に関係する場合

・関係省庁から中止命令が出た場合

・建物・設備を損傷、滅失させる恐れがある場合

・来街者及び会場周辺に混乱、危険を及ぼす可能性があるとして施設側が判断した場合

・この撮影・取材規程もしくは当社の指示に従わない場合

Ⅴ. 反社会的勢力の排除

1.撮影・取材を希望する者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約していただきます。

(1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 取材・撮影が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

(6) 暴力団員等に自己の名義を利用させ、取材・撮影を行おうとするものであること

2. 当社は、取材・撮影を希望する者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に取材・撮影を中止させることができます。

(1) 第 1 項に違反したとき

(2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

- ① 当社または施設管理者等に対する暴力的な要求行為
- ② 当社または施設管理者等に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 当社または施設管理者等に対する脅迫的言辞または暴力的行為
- ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社または施設管理者等の信用を毀損し、もしくは当社または施設管理者等の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

※本規程は 2017 年 6 月に制定されたものであり、予告なしに変更する場合がございますので予めご了承ください。

改正 電話番号変更に伴う改正 2022年3月25日(2022. 3. 25実施)

改正 商号変更に伴う改正 2025 年 5 月 8 日(2025.7.1 実施)